

## 労働安全衛生法

### 第20条～第27条

#### 第20条(事業者の講ずべき措置等)

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

#### 第21条

事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

#### 第22条

事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

#### 第23条

事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

#### 第24条

事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

#### 第25条

事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から避難させる等必要な措置を講じなければならない。

#### 第25条の2

建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- 一 労働者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。
  - 二 労働者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。
  - 三 前2号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、労働者の救護に関し必要な事項を行うこと。
- 2 前項に規定する事業者は、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の措置のうち技術的事項を管理する者を選任し、その者に当該技術的事項を管理させなければならない。

#### 第26条

労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

## 第 27 条

第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の 2 第 1 項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

- 2 前項の厚生労働省令を定めるに当たっては、公害(環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 2 条第 3 項に規定する公害をいう。)その他一般公衆の災害で、労働災害と密接に関連するものの防止に関する法令の趣旨に反しないように配慮しなければならない。

### ポイント!

	内容	根拠
事業者の講ずべき措置	<p>事業者は、次の危険の防止、健康障害の防止、及び健康、風紀等を保持するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 機械等による危険、爆発物・発火物・引火物等による危険、電気・熱・その他のエネルギーによる危険</p> <p>(2) 掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険</p> <p>(3) 墜落危険場所、土砂等崩壊危険場所等に係る危険</p> <p>(4) 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害</p> <p>(5) 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧、有害光線等による健康障害</p> <p>(6) 計器監視、精密工作等の作業による健康障害</p> <p>(7) 排気、排液又は残さい物による健康障害</p> <p>(8) 作業場の通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置、その他健康、風紀及び生命の保持に必要な措置</p> <p>(9) 労働者の作業行動から生ずる労働災害防止措置(重量物運搬の際に発生する腰痛症の防止等)</p> <p>(10) 労働災害発生の急迫した危険がある時の作業中止及び作業者の退避等必要措置</p>	<p>法第 20 条</p> <p>法第 21 条</p> <p>法第 21 条</p> <p>法第 22 条</p> <p>法第 22 条</p> <p>法第 22 条</p> <p>法第 22 条</p> <p>法第 22 条</p> <p>法第 23 条</p> <p>法第 24 条</p> <p>法第 25 条</p>
労働者の救護措置	<p>(1) 建設業で、ずい道等の建設で出入口からの距離 1000m 以上の場所での作業及び深さが 50m 以上のたて抗の掘削を伴うもの又は圧気工法作業で、ゲージ圧力 0.1 メガパスカル以上のものを行う事業者は、爆発、火災等の発生に伴う労働者救護措置での労働災害防止のため、次の措置を講じること。</p> <p>救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行う</p> <p>救護に関する必要事項の訓練を行う</p> <p>その他爆発、火災に備えて、救護に関する必要事項を行う</p> <p>(2) (1) の事業者は、有資格者のうちから救護に関する技術的事項を管理する者を選任し、上記業務の技術的事項を管理させなければならない。</p> <p>(3) (1) の事業者は、救護に関する組織、必要な機械等の点検及び整備、訓練の実施及び救護の安全に関する規定を定めなければならない。</p> <p>(4) (1) の事業者は、内部又は高圧室内で作業を行う労働者の人数及び氏名を常時確認できる措置を講じる。</p>	<p>法第 25 条の 2 令第 9 条の 2</p> <p>法第 25 条の 2</p> <p>則第 24 条の 5</p> <p>則第 24 条の 6</p>
労働者の遵守義務	<p>労働者は、事業者が講じる法第 20 条～第 25 条の 2 に基づく措置に応じて必要事項を守らなければならない。</p>	<p>法第 26 条</p>